

○船舶検査心得 1-1 船舶安全法施行規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考																																																												
<p>第3章 検査</p> <p>第五節 船舶検査証書等</p>	<p>第3章 検査</p> <p>第五節 船舶検査証書等</p>																																																													
<p>(法第6条の検査に係る合格証明書及び証印)</p> <p>45.2~4 (a), (b) (略)</p> <p>(c) 管海官庁の略符は、表 45.2<1>に掲げるとおりする。</p>	<p>(法第6条の検査に係る合格証明書及び証印)</p> <p>45.2~4 (a), (b) (略)</p> <p>(c) 管海官庁の略符は、表 45.2<1>に掲げるとおりする。</p>																																																													
<p>表 45.2<1> 管海官庁の略符</p> <table border="1" data-bbox="478 347 558 1075"> <tr> <td>地方運輸局等の名称</td> <td>北海道</td> <td>函館</td> <td>室蘭</td> <td>釧路</td> <td>旭川</td> </tr> <tr> <td>略符</td> <td>(S)</td> <td>(Sh)</td> <td>(Sr)</td> <td>(Sk)</td> <td>(Or)</td> </tr> <tr> <td>地方運輸局等の名称</td> <td>東北</td> <td>(略)</td> <td>青森</td> <td>山形</td> <td>秋田</td> </tr> <tr> <td>略符</td> <td>(S)</td> <td>(略)</td> <td>(Sa)</td> <td>(Sy)</td> <td>(St)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	地方運輸局等の名称	北海道	函館	室蘭	釧路	旭川	略符	(S)	(Sh)	(Sr)	(Sk)	(Or)	地方運輸局等の名称	東北	(略)	青森	山形	秋田	略符	(S)	(略)	(Sa)	(Sy)	(St)	(略)						<p>表 45.2<1> 管海官庁の略符</p> <table border="1" data-bbox="478 347 558 1075"> <tr> <td>地方運輸局等の名称</td> <td>北海道</td> <td>函館</td> <td>室蘭</td> <td>釧路</td> <td>旭川</td> </tr> <tr> <td>略符</td> <td>(O)</td> <td>(Oh)</td> <td>(Oo)</td> <td>(Ok)</td> <td>(Or)</td> </tr> <tr> <td>地方運輸局等の名称</td> <td>東北</td> <td>(略)</td> <td>青森</td> <td>山形</td> <td>秋田</td> </tr> <tr> <td>略符</td> <td>(S)</td> <td>(略)</td> <td>(Sh)</td> <td>(Na)</td> <td>(Ns)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	地方運輸局等の名称	北海道	函館	室蘭	釧路	旭川	略符	(O)	(Oh)	(Oo)	(Ok)	(Or)	地方運輸局等の名称	東北	(略)	青森	山形	秋田	略符	(S)	(略)	(Sh)	(Na)	(Ns)	(略)						
地方運輸局等の名称	北海道	函館	室蘭	釧路	旭川																																																									
略符	(S)	(Sh)	(Sr)	(Sk)	(Or)																																																									
地方運輸局等の名称	東北	(略)	青森	山形	秋田																																																									
略符	(S)	(略)	(Sa)	(Sy)	(St)																																																									
(略)																																																														
地方運輸局等の名称	北海道	函館	室蘭	釧路	旭川																																																									
略符	(O)	(Oh)	(Oo)	(Ok)	(Or)																																																									
地方運輸局等の名称	東北	(略)	青森	山形	秋田																																																									
略符	(S)	(略)	(Sh)	(Na)	(Ns)																																																									
(略)																																																														
<p>心得附則(平成22年2月22日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成22年4月1日より適用する。</p>																																																														

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>第8編 無線電信等</p> <p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 第1項第2号備考一ロ及び同項第3号備考二ハの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、航行区域が平水区域から最快速力で二時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船のうち、設備規程146-35.0(a)の長距離カーフェリー以外のものとする。</p> <p>(c)～(d) (略)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>27MHz 無線電話</p> <p>40MHz 無線電話</p> <p>マリンホンーン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホンーン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホンーン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するもの</p>	<p>第8編 無線電信等</p> <p>(無線電信等の施設)</p> <p>311-22.0</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 第1項第2号備考一ロ及び同項第3号備考二ハの「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、航行区域が平水区域から最快速力で二時間以内に往復できる区域に限定されていない旅客船のうち、設備規程146-35.0(a)の長距離カーフェリー以外のものとする。</p> <p>(c)～(d) (略)</p> <p>(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。</p> <p>(1) 100GT未満の漁船</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>27MHz 無線電話</p> <p>40MHz 無線電話</p> <p>マリンホンーン(マリンホーンのサービスエリア内を航行するものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホンーン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホンーン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((c)後段の水域のみを航行するもの</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p>に限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</p> <p>イリジウム</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT 以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</p> <p>イリジウム</p> <p>(3) 限定近海貨物船</p> <p>SSB 無線電話</p>	<p>に限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55</p> <p>イリジウム</p> <p>(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT 以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55</p> <p>イリジウム</p> <p>(3) 限定近海貨物船</p> <p>SSB 無線電話</p>	

改正後	現行	備考
<p>サテライト・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</p> <p>イリジウム</p>	<p>サテライト・マリノン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリノン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55</p> <p>イリジウム</p>	
<p>(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第 2 条第 3 項に規定する沿岸小型船舶を除く。)</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>VHF 無線電話</p> <p>27MHz 無線電話</p> <p>40MHz 無線電話</p> <p>サテライト・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリノン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	<p>(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第 2 条第 3 項に規定する沿岸小型船舶を除く。)</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>VHF 無線電話</p> <p>27MHz 無線電話</p> <p>40MHz 無線電話</p> <p>サテライト・マリノン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリノン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p>に限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p><u>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</u></p> <p>イリジウム</p> <p>ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、<u>衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</u>又はイリジウムに限る。</p>	<p>に限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55</p> <p>イリジウム</p> <p>ただし、100GT以上の旅客船にあつては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55 又はイリジウムに限る。</p>	
<p>(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>VHF 無線電話</p> <p>27MHz 無線電話</p> <p>40MHz 無線電話</p> <p>マリン VHF (限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該マリン VHF のサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>400MHz 無線電話 (限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該 400MHz 無線電話のサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>マリンホン (限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該マリンホンのサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	<p>(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶</p> <p>SSB 無線電話</p> <p>VHF 無線電話</p> <p>27MHz 無線電話</p> <p>40MHz 無線電話</p> <p>マリン VHF (限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該マリン VHF のサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>400MHz 無線電話 (限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該 400MHz 無線電話のサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>マリンホン (限定沿海船にあつては、当該船舶の母港が当該マリンホンのサービスイリア内にあるものに限る。)</p> <p>サテライト・マリンホン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p>	

改正後	現行	備考
<p>サテライトホン DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p><u>衛星船舶・車載端末 01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)</u></p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット <u>FB</u></p> <p>800MHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>1. 5GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>2. 0GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>イリジウム</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、<u>衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</u>又はイリジウムに限る。</p>	<p>サテライトホン DoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスターDoPaN21((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>ワイドスター・デュオ((c)後段の水域のみを航行するものに限る。)</p> <p>インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55</p> <p>800MHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>1. 5GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>2. 0GHz 携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)</p> <p>イリジウム</p> <p>ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55 又はイリジウムに限る。</p>	
<p>(6) 沿岸小型船舶 SSB 無線電話</p>	<p>(6) 沿岸小型船舶 SSB 無線電話</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p>VHF 無線電話 27MHz 無線電話 40MHz 無線電話 サテライト・マリンホン(d)後段の水域のみを航行するものに限る。 サテライトホン DoPaN21(d)後段の水域のみを航行するものに限る。 ワイドスター・マリンホン(d)後段の水域のみを航行するものに限る。 ワイドスターDoPaN21(d)後段の水域のみを航行するものに限る。 ワイドスター・デュオ(d)後段の水域のみを航行するものに限る。 <u>衛星船舶・車載端末 01(d)後段の水域のみを航行するものに限る。</u> インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、<u>インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</u> イリジウム ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、<u>衛星船舶・車載端末 01、インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</u>又はイリジウムに限る。</p>	<p>VHF 無線電話 27MHz 無線電話 40MHz 無線電話 サテライト・マリンホン(c)後段の水域のみを航行するものに限る。 サテライトホン DoPaN21(c)後段の水域のみを航行するものに限る。 ワイドスター・マリンホン(c)後段の水域のみを航行するものに限る。 ワイドスターDoPaN21(c)後段の水域のみを航行するものに限る。 ワイドスター・デュオ(c)<u>後段の水域のみを航行するものに限る。</u> インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55 イリジウム ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB 無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55 又はイリジウムに限る。</p>	<p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。 (注 1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備</p>
<p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。 (注 1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備</p>	<p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。 (注 1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備</p>	<p>(7) (1)から(6)までの区分によらない場合は、資料を添えて、海事局検査測定課長まで伺い出ること。 (注 1) 上記(1)から(6)までに掲げる無線設備は、船舶設備</p>

改正	現行	備考
<p>規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもの。</p> <p>SSB 無線電話:告示第 1 号(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>27MHz 無線電話:告示第 2 号(1)に掲げるもの</p> <p>40MHz 無線電話:告示第 2 号(2)に掲げるもの</p> <p>VHF 無線電話:告示第 2 号(3)に掲げるものであって第 311 条の 22 第 1 項でいう VHF 無線電話</p> <p>マリン VHF:告示第 2 号(3)に掲げる 150MHz 帯無線電話</p> <p>400MHz 無線電話:告示第 2 号(4)に掲げる 400MHz 帯無線電話</p> <p>マリンホーン:告示第 3 号(2)に掲げる 400MHz 帯無線電話</p> <p>インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB、イリジウム:告示第 4 号(1)に掲げる 1600MHz 帯無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・デュオ:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p>	<p>規程第 311 条の 22 第 1 項第 3 号の無線電信等を定める告示(以下、本項においては「告示」という。)に掲げる無線電信等であって、以下のとおり分類したもの。</p> <p>SSB 無線電話:告示第 1 号(1)及び(2)に掲げるもの</p> <p>27MHz 無線電話:告示第 2 号(1)に掲げるもの</p> <p>40MHz 無線電話:告示第 2 号(2)に掲げるもの</p> <p>VHF 無線電話:告示第 2 号(3)に掲げるものであって第 311 条の 22 第 1 項でいう VHF 無線電話</p> <p>マリン VHF:告示第 2 号(3)に掲げる 150MHz 帯無線電話</p> <p>400MHz 無線電話:告示第 2 号(4)に掲げる 400MHz 帯無線電話</p> <p>マリンホーン:告示第 3 号(2)に掲げる 400MHz 帯無線電話</p> <p>インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、イリジウム:告示第 4 号(1)に掲げる 1600MHz 帯無線電話</p> <p>サテライト・マリンホン:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>サテライトホン DoPaN21:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・マリンホン:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p> <p>ワイドスター・デュオ:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。)</p>	

備考	現行	改正後
	<p>800MHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(1)に掲げる 800MHz 帯無線電話 1.5GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(2)に掲げる 1500MHz 帯無線電話 2.0GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(3)に掲げる 2000MHz 帯無線電話 (注 2)～(注 3) (略)</p>	<p>衛星船舶・車載端末 01:告示第 4 号(2)に掲げる 2600MHz 帯無線電話(N-STAR 衛星船舶電話であって、アンテナが人工衛星の方向を自動的に追尾する機能を有するもの。) 800MHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(1)に掲げる 800MHz 帯無線電話 1.5GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(2)に掲げる 1500MHz 帯無線電話 2.0GHz 携帯電話・自動車電話:告示第 5 号(3)に掲げる 2000MHz 帯無線電話 (注 2)～(注 3) (略)</p> <p><u>心得附則(平成 21 年 2 月 22 日)</u> (適用期日) 本改正後の心得は、平成 21 年 2 月 22 日より適用する。</p>

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3 船舶消防設備規則</p> <p>附則 (平成6年9月30日)</p> <p><u>附6.2 (a) 航行中に乗船者が立ち入る可能性のない区域 (機関区域及び貨物ポンプ室を除く。) に備え付ける、炭酸ガス不活性ガスとして使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置については、当該船舶について平成22年1月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査 (検査のために上架を行うものに限る。) の時期以降も、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>心得附則 (平成21年2月22日)</u> (適用期日) 本改正後の心得は、平成21年2月22日より適用する。</p>	<p>3-3 船舶消防設備規則</p>	

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示	3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示	
第2章 消防設備の要件	第2章 消防設備の要件	
第2節 固定式鎮火性ガス消火装置	第2節 固定式鎮火性ガス消火装置	
<p>10.0.3 (a) <u>航行中に乗船者が立ち入る可能性のない区域 (機関区域及び貨物ポンプ室を除く。) に備え付ける炭酸ガス消火装置の制御装置については、ロ及びびハの規定は、適用しなくて差し支えない。</u></p> <p>(b) <u>ハに規定する箱が施錠される場合は、その鍵は当該箱の近傍の目立つ場所に、内部の鍵が見え、押し破る等の手段によって鍵を取り出すことが出来る容器に収めておくこと。</u></p>	<p>10.0.3(a)</p> <p>ハに規定する箱が施錠される場合は、その鍵は当該箱の近傍の目立つ場所に、内部の鍵が見え、押し破る等の手段によって鍵を取り出すことが出来る容器に収めておくこと。</p>	
<p><u>心得附則(平成21年2月22日)</u> (適用期日) <u>本改正後の心得は、平成21年2月22日より適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 9-1 小型船舶安全規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考
<p>第 6 章 救命設備</p> <p>第 2 節 救命設備の備付基準</p> <p>(救命設備の備付数量)</p> <p>58. 2 (a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であつて国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号ロの設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>衛星船舶・車載端末 01</u></p> <p>(10) <u>インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55、インマルサット Fleet F77、インマルサット FB</u></p> <p>(11) <u>イリジウム</u></p> <p>(b) (1) 次のいずれかの通信設備を備える場合にあつては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。</p> <p>漁業無線 国際 VHF サテライト・マリンホン サテライトホン DoPaN21 ワイドスター・マリンホン ワイドスターDoPaN21 ワイドスター・デユオ</p>	<p>第 6 章 救命設備</p> <p>第 2 節 救命設備の備付基準</p> <p>(救命設備の備付数量)</p> <p>58. 2 (a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であつて国土交通大臣が定めるもの」とは、小型船舶安全規則第58条第2項第1号ロの設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>インマルサットミニ M、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55</u></p> <p>(10) <u>イリジウム</u></p> <p>(b) (1) 次のいずれかの通信設備を備える場合にあつては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。</p> <p>漁業無線 国際 VHF サテライト・マリンホン サテライトホン DoPaN21 ワイドスター・マリンホン ワイドスターDoPaN21 ワイドスター・デユオ</p>	

改 正 後	現 行	備 考
<p><u>衛星船舶・車載端末01</u> <u>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</u> <u>イリジウム</u> 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則第39条の規定に適合するもの) 小型船舶用軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(小安則第57条の3の規定に適合するもの) (2) (略)</p> <p>第9章 航海用具</p> <p>(航海用具の備付け)</p>	<p>インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55 イリジウム 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則第39条の規定に適合するもの) 小型船舶用軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(小安則第57条の3の規定に適合するもの) (2) (略)</p> <p>第9章 航海用具</p> <p>(航海用具の備付け)</p>	
<p>82.1(a) (略) (b) (略) (1)～(7) (略) (8)サテライトマリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デユオ又は衛星船舶・車載端末01 (9)インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB (10)イリジウム (c)～(e) (略)</p> <p><u>心得附則(平成21年2月22日)</u> (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成21年2月22日より適用する。</p>	<p>82.1(a) (略) (b) (略) (1)～(7) (略) (8)サテライトマリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21 又はワイドスター・デユオ (9)インマルサットミニM、インマルサット Fleet F33、インマルサット Fleet F55 (10)イリジウム (c)～(e) (略)</p>	

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行	備 考																																																		
<p>II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則</p> <p>第3章 海洋汚染等防止証書等</p> <p>(予備検査に係る証印及び合格証明書)</p> <p>33.1(a) (略)</p> <p>(b) 地方運輸局の略符は、次の表に掲げるとおとりとする。</p> <table border="1" data-bbox="687 1229 984 1964"> <tr> <td>北海道</td> <td>函館</td> <td>室蘭</td> <td>釧路</td> <td>旭川</td> </tr> <tr> <td>(S)</td> <td>(S_H)</td> <td>(S_M)</td> <td>(S_K)</td> <td>(S_A)</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>(略)</td> <td>青森</td> <td>山形</td> <td>秋田</td> </tr> <tr> <td>(S)</td> <td></td> <td>(S_A)</td> <td>(S_S)</td> <td>(S_T)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(c) (略)</p>	北海道	函館	室蘭	釧路	旭川	(S)	(S _H)	(S _M)	(S _K)	(S _A)	東北	(略)	青森	山形	秋田	(S)		(S _A)	(S _S)	(S _T)	(略)					<p>II 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則</p> <p>第3章 海洋汚染等防止証書等</p> <p>(予備検査に係る証印及び合格証明書)</p> <p>33.1(a) (略)</p> <p>(b) 地方運輸局の略符は、次の表に掲げるとおとりとする。</p> <table border="1" data-bbox="687 329 984 1064"> <tr> <td>北海道</td> <td>函館</td> <td>室蘭</td> <td>釧路</td> <td>旭川</td> </tr> <tr> <td>(O)</td> <td>(O_H)</td> <td>(O_M)</td> <td>(O_K)</td> <td>(O_P)</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>(略)</td> <td>青森</td> <td>山形</td> <td>秋田</td> </tr> <tr> <td>(S)</td> <td></td> <td>(S_A)</td> <td>(N_A)</td> <td>(N_S)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(c) (略)</p>	北海道	函館	室蘭	釧路	旭川	(O)	(O _H)	(O _M)	(O _K)	(O _P)	東北	(略)	青森	山形	秋田	(S)		(S _A)	(N _A)	(N _S)	(略)					
北海道	函館	室蘭	釧路	旭川																																																
(S)	(S _H)	(S _M)	(S _K)	(S _A)																																																
東北	(略)	青森	山形	秋田																																																
(S)		(S _A)	(S _S)	(S _T)																																																
(略)																																																				
北海道	函館	室蘭	釧路	旭川																																																
(O)	(O _H)	(O _M)	(O _K)	(O _P)																																																
東北	(略)	青森	山形	秋田																																																
(S)		(S _A)	(N _A)	(N _S)																																																
(略)																																																				
<p>心得附則(平成22年2月22日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成22年4月1日より適用する。</p>																																																				